

# 九度山町男女共同参画基本計画

令和5年4月

九度山町

## はじめに

平成11年6月23日、男女共同参画社会基本法（平成11年法律第78号）が公布・施行されました。国においては、昭和52年の婦人問題の課題及び施策の方向、目標等を定めた「国内行動計画」の策定をきっかけに男女共同参画社会の実現に向けた様々な取り組みが行われてきましたが、その中でも、法の制定の意義は非常に大きく、わが国の男女共同参画社会形成の歴史に新たな一歩が刻まれたと言えます。

女性も男性も全ての個人が、互いにその人権を意識し、喜びも責任も共に分かち合いつつ、性別に関係なく、その個性と能力を十分に発揮できる社会の実現が求められていますし、少子・高齢化の時代を迎えた本町にとっては男女共同参画の実現が急務となっていました。

そこで、このたび町としての男女共同参画社会実現の指針として令和4年3月策定（第5次）和歌山県男女共同参画基本計画の方針にそった男女共同参画社会づくりの基本計画を作成しました。

この基本計画に基づき、町内及び市内のあらゆる分野に男女共同参画視点を反映させ、男女共同参画社会の形成を総合的・計画的に推進していく事としました。町民のみなさま方におかれましては、本基本計画の趣旨を十分ご理解いただき、男女共同参画社会実現のための一層のご協力をお願いいたします。

令和5年4月

九度山町長 岡本 章

(目次)

第1章 計画の基本的な考え方	1
計画の策定にあたって(計画策の定背景・趣旨)	1
計画の目的	1
九度山町が目指す男女共同参画	2
計画の基本理念	2
計画の基本目標	2
重点施策	3
計画の期間	4
計画の位置づけ	5
計画の推進について	5
第2章 計画の内容	6
(1) 基本目標1 男女共同参画の理解と人権尊重の環境づくり	6
重点施策1 広報・啓発活動の推進	6
重点施策2 人権意識の育み、学習機会の確保	6
重点施策3 男女共同参画を推進する教育・楽手の推進	7
重点施策4 学校教育等を通じての男女平等や性的少数者への理解の推進	7
(2) 基本目標2 男女が共に支え合う地域づくりの推進	9
重点施策1 雇用や職場、地域に於ける男女共同参画の拡充	9
重点施策2 政策、方針等の決定過程への女性の参画の推進	9
重点施策3 防災分野における女性参画の拡大	10
(3) 基本目標3 男女が共に仕事も家庭生活も大切にできる社会の実現	10
重点施策1 ワーク・ライフ・バランスの啓発、推進と制度の整備	10
重点施策2 子育て支援の推進	11
重点施策3 高齢者福祉、介護支援体制の充実	12
重点施策4 ひとり親家庭への支援	12
重点施策5 生涯にわたる健康づくりと社会参加の推進	13
(4) 基本目標4 男女間の暴力等の防止と相談・支援体制の充実	14
重点施策1 あらゆる暴力の防止のための啓発と根絶に向けた基盤づくり	14
重点施策2 ドメスティック・バイオレンス(DV)対策の推進	14
重点施策3 ハラスメント防止対策の推進	15
重点施策4 被害者の立場に立った相談、支援体制の整備	16
第3章 資料	
男女共同参画関連用語の説明	17
男女共同参画のあゆみ	21
男女共同参画社会基本法	26

## 第1章 計画の基本的な考え方

### ○計画策定の背景・趣旨

わが国は、少子高齢化が世界的に早い速度で進むなか、社会経済活動の成熟化・国際化、情報通信の高度化、家族形態の多様化などにより、私たちを取り巻く社会環境は、急速に変化しています。少子高齢社会となったわが国は、これまでのように男性だけが社会を支える仕組みを維持することは難しくなっている状況といえます。老若男女の共同参画で社会を支える以外に日本の将来は考えられないともいえ、社会、経済の活力にとっても女性のさらなる参加・参画が不可欠です。

このような状況を背景に、住民一人ひとりが幸せに生きるために、女性も男性も全ての個人が互いにその人権を尊重し、性別や年齢にとらわれず、その個性と能力を認めあい、それらを十分に発揮できる男女共同参画社会の実現が重要となっています。

国においては、平成11年6月に『男女共同参画社会基本法』を制定し、平成12年12月には、男女共同参画社会の形成の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な計画が策定され、男女共同参画社会の実現に向けた取組みが進められています。女性に対する様々な問題の解決が図られ、社会参加が促進されていますが、依然として職場や家庭、地域などでは性別による固定的な役割分担が残っている面も見られます。そのようななか、これらの改善や啓発には、より住民に身近な地域での取組みが重視され、市町村の役割が大きくなっています。

九度山町においても、少子高齢化と人口減少、労働人口の減少と高齢化、核家族化が進んでいます。男女共同参画の視点で、様々な場面に「みんなで」「男性も女性も」で関わり、参画する意識を広めていき、住民一人ひとりが今まで以上にいきいきと活躍し、地域も元気になるように進めていくことが重要です。

このために、九度山町の男女共同参画の推進に関する基本的な考え方、方向性を示し、総合的・計画的に進めていくための指針として、「九度山町男女共同参画基本計画」を策定します。

### ※男女共同参画社会とは

「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意志によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を負うべき社会」です。（『男女共同参画社会基本法』第2条）

### ○計画の目的

この計画は、全ての人が、性別にとらわれることなく、その個性や能力が十分に発揮され、家庭、地域、職場等のあらゆる分野に責任を持って参画でき、多様な生き方を自由に選択し、豊かさを享受することができる社会の実現を目指して、実効性のある施策の推進

を図って行くことを目的とします。

## ○九度山町が目指す男女共同参画

男女共同参画に対する意識を醸成し、すべての人が性別にとらわれることなくあらゆる分野に参画し、自分らしくいきいきと生活できる社会を目指します。男女共同参画という言葉に対しては、「女性だけの問題」と思われがちですが、性別にかかわらず誰にとっても身近な問題です。一人ひとりがお互いにその人らしさを尊重し、男女共同参画社会の実現を目指して行動することにより、男女みんなが生きやすく、心地よい暮らしができることにつながります。「男も女も みんなで」を基本姿勢として男女共同参画社会への取組みを進めます。

## ○計画の基本理念

日本国憲法の基本的人権は、「個人の尊重」「両性の本質的平等」「法の下での平等」を理念として、あらゆる差別を禁止し、「侵すことのできない永久の権利」であるとしています。

また、男女共同参画基本法は、「男女の人権の尊重」「社会における制度又は慣行についての配慮」「政策等の立案及び決定への共同参画」「家庭生活における活動と他の活動の両立」「国際的協調」の5つの基本理念のもと、男女が、社会の対等な構成員として、自らの意志によって社会のあらゆる分野の活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を負うべき社会の形成を総合的に、計画的に推進することを目指しています。

九度山町では、これらを基に「九度山町男女共同参画基本計画の基本理念」を次のとおりとします。

ひとり一人の個性が尊重され、能力を発揮できる 明るく元気なまち 九度山町

## ○計画の基本目標

基本理念に沿って、次の4つの基本目標を設定し、取組みを推進します。

基本目標1 男女共同参画の理解と人権尊重の環境づくり

基本目標2 男女が共に支え合う地域づくりの推進

基本目標3 男女が共に仕事も家庭生活も大切にできる社会の実現

基本目標4 男女間の暴力の防止と相談・支援体制の充実

## ○重点施策

本計画では、それぞれの基本目標を達成するために次の16点を重点施策として取り組みます。

### 基本目標1

- 1-1 広報・啓発活動の推進
- 1-2 人権意識の育み、学習機会の確保
- 1-3 男女共同参画を推進する教育・学習の推進
- 1-4 学校教育等を通じての男女平等や性的少数者への理解と推進

### 基本目標2

- 2-1 雇用や職場、地域における男女共同参画の拡充
- 2-2 政策・方針等の決定過程における女性の参画の推進
- 2-3 防災分野における女性参画の拡大

### 基本目標3

- 3-1 ワーク・ライフ・バランスの啓発、推進と制度の整備
- 3-2 子育て支援の推進
- 3-3 高齢者福祉、介護支援体制の充実
- 3-4 ひとり親家庭への支援
- 3-5 生涯にわたる健康づくりと社会参加の推進

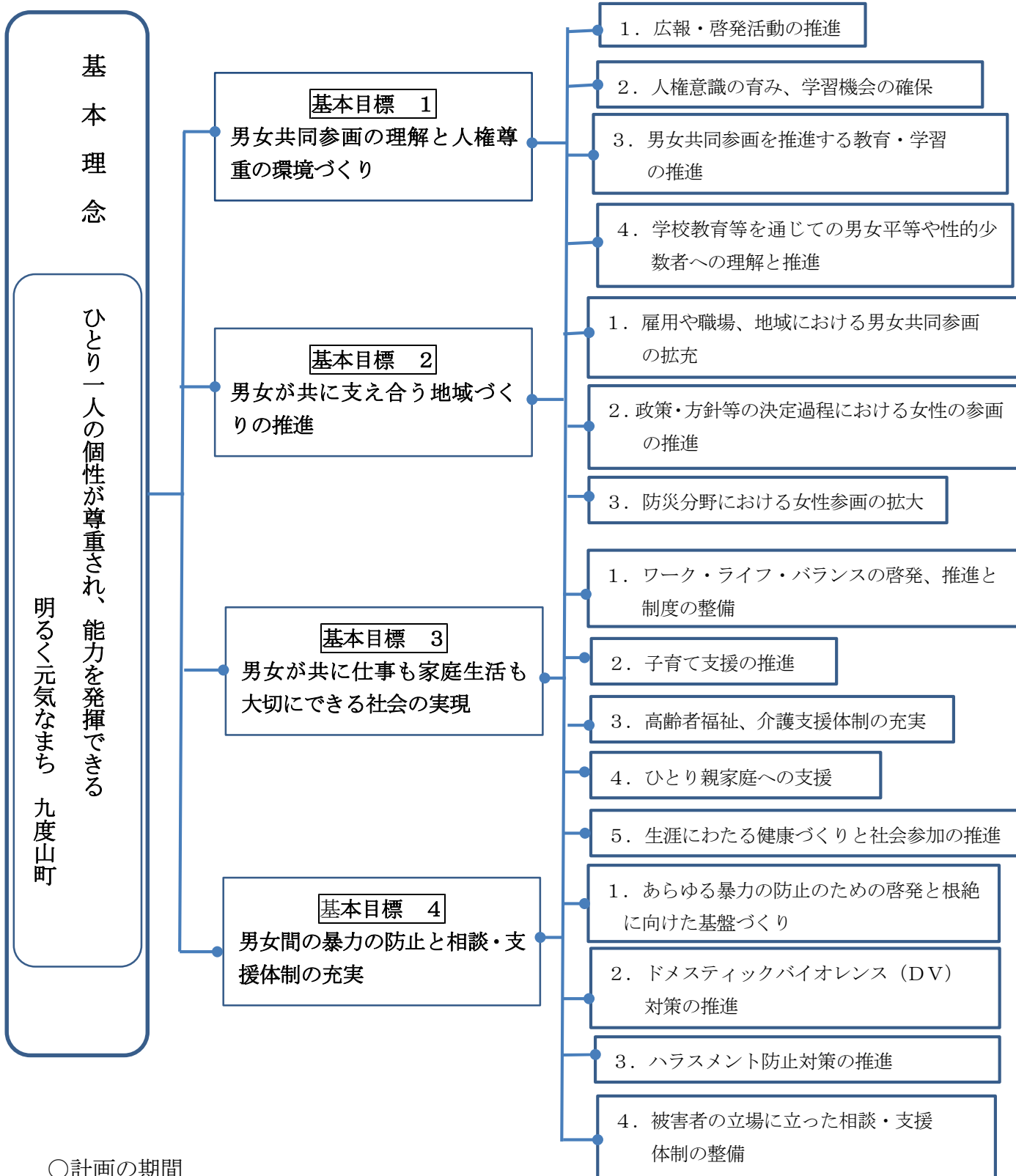
### 基本目標4

- 4-1 あらゆる暴力の防止のための啓発と根絶に向けた基盤づくり
- 4-2 ドメスティックバイオレンス（DV）対策の推進
- 4-3 ハラスメント防止対策の推進
- 4-4 被害者の立場に立った相談、支援体制の整備



【基本目標】

【重点施策】



この計画は、令和5年度から令和14年度までの10年間を計画の期間とします。ただし、国内外の情勢変化や国の制度等の改正等により、必要に応じて見直しを行うものとします。

## ○計画の位置づけ

本計画は、町の上位計画である「九度山町長期総合計画」の分野別計画として、他の計画との整合性を図りながら、男女共同参画社会の実現を目指す事業計画です。

本計画は、「男女共同参画社会基本法」の第14条第3項に基づく「当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（市町村男女共同参画計画）」とします。

本計画の基本目標3「男女が共に仕事も家庭生活も大切にできる社会の実現」に掲げる施策については、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」の第16条第2項に基づく「市町村推進計画」とします。

本計画の基本目標4「男女間の暴力の防止と相談・支援体制の充実」の体系中、重点施策2に掲げる施策については、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」の第2条第3項に基づく「市町村基本計画」とします。

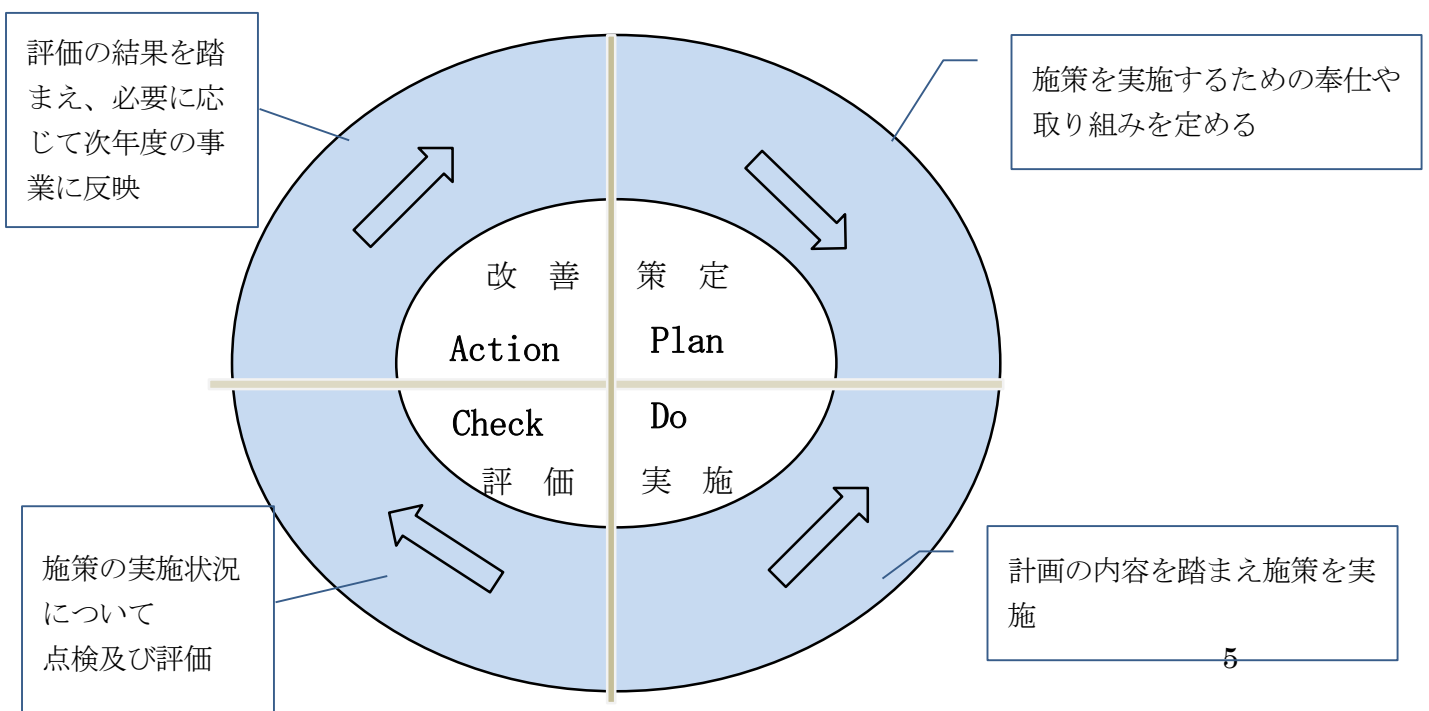
## ○計画の推進について

本計画を効果的かつ実効性のあるものとするため、計画の進捗状況を定期的に確認し、計画の進行管理を行います。また、国や県などの関係機関と連携を図り、各機関の取り組み状況の把握に努めます。

施策の効果などの検証・評価にあたっては、PDCAサイクルの考えに基づき、実施方法などの見直しを行います。評価結果については、庁内で共有し、次年度以降の施策の推進へ活用します。

今後引き続き、町政全般に男女共同参画の視点が組み入れられるよう、施策の総合的な調整を行い男女共同参画社会の実現に向けた本町の計画的な取り組みをすすめます。

### PDCAサイクルのイメージ





## 第2章 計画の内容

### (1) 基本目標1 男女共同参画の理解と人権尊重の環境づくり

#### 重点施策1 広報・啓発活動の推進

男女共同参画の実現に向け、広報紙や啓発冊子などを通じて社会通念・慣行・しきたりなどを見直す契機となるような広報・啓発に努めます。

また、広報・啓発を通じて、性別や子ども、高齢者、障がいのある方、外国人住民、性的少数者などに関する幅広い人権尊重意識を身近に感じる社会を目指します。

重点施策	1 広報・啓発活動の推進	担当課
具体的施策	広報紙等による男女共同参画に関する啓発活動の推進	社会教育課
	男女共同参画の視点に立った各種講座等の広報	社会教育課
	町内の各種団体と連携した広報啓発活動の推進	社会教育課
	書籍、パンフレット、啓発DVD等の有効利用	社会教育課

#### 重点施策2 人権意識の育み、学習機会の確保

男女の人権が尊重され、男女平等を実現するためには、次世代を担う子どもたちへの家庭・地域・学校などにおける人権尊重や男女平等に関する学習・教育が不可欠であり、特に家庭・学校が果たす役割は大きなものがあります。

「男性は仕事、女性は家庭」といった固定的性別役割分担意識もまだまだ根強く残っているため男女平等を推進する学習機会の充実、男女共同参画社会を築くために重要なものとなります。

また、女性や子供、外国人、性的少数者（LGBTQ）、などへの差別のない個人が尊重される社会を築くためには、発達の段階に応じた子どもの頃からの社会的・文化的な性差にとらわれない教育が必要です。

重点施策	2 人権意識の育み、学習機会の確保	担当課
具体的施策	人権と個性が尊重される教育の充実	社会教育課
	学校教育等を通じた男女共同参画社会への理解	社会教育課
	性差による固定的な役割分担意識の改善	社会教育課
	性的少数者（LGBTQ）などへ正しい理解	社会教育課

#### 「性的少数者（LGBTQ）」とは？

性的マイノリティと訳され、LGBTQは、レズビアン（Lesbian：女性同性愛者）、ゲイ（Gay：男性同性愛者）、バイセクシュアル（Bisexual：両性愛者）、トランスジェンダー（Transgender：性同一性障害者等の身体の性と心の性が一致しない者）、クエスチョニング（questioning：性的指向・性自認が定まらない人）の頭文字を併せた言葉です。

### 重点施策3 男女共同参画を推進する教育・学習の推進

男女共同参画の視点に立った法令や制度の整備が進むとともに、女性の地位向上や男女平等に対する意識にも変化が見られ、女性の社会進出や男性の家事・育児等への参加も増えてきました。しかし、女性活躍の障壁として“性別に基づく固定的な役割分担による社会通念や習慣、しきたり”は今もなお残っており、女性の活躍が声高に言われているものの、十分な実感が得られていないというのが現実です。

本町でも女性の就業率は増加傾向にありますが、主たる稼ぎ手は男性といった役割分担もまだまだ見受けられます。このようなアンコンシャス・バイアス（無意識の思い込み）が社会生活の中で依然として存在し、大きな障壁となっています。アンコンシャス・バイアスは、長い時間をかけて形成されていくということもあり、幼い頃から性別に基づく固定観念を生じさせないことが重要になってきます。

男女共同参画社会の実現のためには、こうした固定観念を解消し、男性も女性も互いに尊重し、男女共同参画社会についての正しい知識を持ち、誰もがその必要性を理解できるように学習活動を推進していく必要があります。

重点施策	3 男女共同参画を推進する教育・学習の推進	担当課
具体的施策	生涯を通じた学習機会の提供	社会教育課
	家庭・地域等における男女共同参画を促進する学習の充実	社会教育課
	固定的性別役割分担意識見直しのための生涯学習の支援	社会教育課
	男女共同参画に関する意識調査の実施	社会教育課

#### 【アンケート結果】

成人向けのアンケート（対象者 60 人）では、“男女共同参画についての学習の経験はありますか？”という設問に

「ある」が53%、「ない」が47%という結果になっており、男女共同参画についての学習が十分とはいえない状況が浮き彫りになりました。

《アンケート：令和4年11月～12月実施 対象者数54名、回収数34名》

### 重点施策4 学校教育等を通じての男女平等や性的少数者への理解と推進

教育の場における男女共同参画社会、男女平等意識の形成のため、教職員等の研修や意識啓発を推進します。

学校教育活動の中で、子どもの頃から性別にかかわらず、一人ひとりの個性や能力が育まれるように、男女平等に配慮した教育を推進し、子どもたちへの意識啓発をすすめるとともに、PTA活動などを通じて保護者など教育に携わる全ての人に対する研修や啓発活動を推進します。

重点施策	4 学校教育等を通じての男女平等や、性的少数者への理解と推進	担当課
具体的施策	各教科、道徳の時間などでの人権や男女平等教育の推進	学校教育課
	男女共同参画に基づいた学校・幼稚園運営や環境整備	学校教育課
	教育にかかわる全ての人に対する研修機会の確保	社会教育課

【中学生向けアンケートより】

今までに「男の子らしく」「女の子らしく」と言われたことはありますか？

あります。男だから、女だからと決めつけられて嫌な気持ちになりました。

あります。何も感じなかったです。そうなんだと思いました。

あります。でも自分は女だからといって女の子らしく生きたいんじゃない。決めつけないで。

あります。でも「自分らしく」を見てほしかった。「男らしい物」・「女らしい物」で好きなのではなく「その物」が好きだったから、何か否定されたような気分でした。

今までに「男性の方が」又は「女性の方が」優遇されていると感じたことはありますか？

体育の準備とか力仕事で男子ばかり任せられる事があるけれど、筋力の差があるので、そういうものなのかなと思いました。

女性専用車両ってどうなんだろう？



## (2) 基本目標 2 男女が共に支え合う地域づくりの推進

### 重点施策 1 雇用や職場、地域における男女共同参画の拡充

多くの地域において人口の減少傾向が続くなか、活力ある地域社会の形成にはそれぞれの地域においてあらゆる人々の活躍が必要不可欠です。地域社会をはじめ企業活動や労働の場においてもより多くの人々の参画のもとに、身近な生活の中で男女共同参画の取り組みが実行され、積み重ねられていくことが必要とされます。

仕事中心の生活を送っている若い世代の多くは、地域活動などにかかわる機会が少なく、地域との関わりが希薄になりがちですが、今後は性別や世代を問わず共に地域活動を担うことができる環境づくりを推進します。

重点施策	1 雇用や職場、地域における男女共同参画の拡充	担当課
具体的施策	町民協同・地域活動への参加促進と活動支援	総務課
	企業や団体、地域等における女性活躍の取組支援	産業振興課
	男女共同参画に資する活動団体への支援の推進	社会教育課
	移住・定住の情報提供の充実と地域活動参加の推奨	企画室

#### 【アンケート結果】

アンケートでは、“男は仕事、女は家庭など性別により役割を決める考え方をどう思いますか？”という設問に、約84%が、「その人や家庭の状況によるので、どちらともいえないと回答しており、必ずしも「役割の決めつけが良くない」との認識は希薄な傾向が見られました。家庭や職場では、互いに話し合い、納得し合って役割を分担していく必要があります。

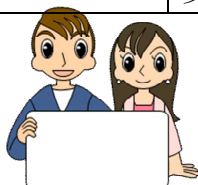
### 重点施策 2 政策・方針等の決定過程における女性の参画の推進

男女が共に対等な立場で、政策や方針等の意思決定過程に参画していくことは、男女共同参画社会を実現するうえで最も重要です。

国は、社会のあらゆる分野において令和2年（2020年）までに指導的地位に女性が占める割合が、少なくとも30%程度となるよう期待するという「2020年30%」の目標を目指し、実効性のある積極的な改善措置を講じてきました。しかしながら各分野における達成率は目標に遠く及んでいないのが現状です。

町においても、引き続き、審議会や委員会等への女性の参画を積極的に促進し、多様な意見が町政に反映できるよう努めます。また、町職員にあたっては、研修等を通じて、男女共同参画意識の啓発に取り組みます。

重点施策	2 政策・方針等の決定過程における女性の参画の推進	担当課
具体的施策	審議会などへの女性の参画の拡大	関係各課
	女性委員比率の達成度の点検と公表	総務課



	男女共同参画に関する職員研修の実施	社会教育課
	町の男女職員が共に能力を高め、活かせる研修の実施	総務課

### 重点施策3 防災分野における女性参画の拡大

非常時には、日頃の固定的な性別役割分担意識が一層現れやすいといわれていることから、平常時から男女共同参画社会の実現に向けた取り組みが必要です。過去の震災では、責任者の多くが男性であり、女性には、家事・子育て・介護等が集中しがちになるなどの問題が明らかになっています。

また、意思決定過程への女性の参画が十分にできていなかったことから、さまざまな意見が反映されず、女性と男性のニーズの違いなどが配慮されないといった課題が浮き彫りになりました。一人ひとりが災害時の担い手として個性と能力を発揮することができれば、多様な人々への配慮が行き届く避難所運営や地域の復興、生活再建などに迅速に取り組むことができます。令和2年5月に内閣府男女共同参画局が作成した「男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドライン」を踏まえ、災害に備えて、防災分野への女性の参画を促進することで意識の醸成を図り、女性の意見を取り入れた災害対応の強化に結び付けていく必要があります。

重点施策	3 防災分野における女性参画の拡大	担当課
具体的施策	防災知識の普及・訓練	地域防災課
	地域防災活動への女性の参画の促進	地域防災課
	女性・高齢者にやさしい防災体制の整備	地域防災課
	様々な視点を取り入れた防災対応	地域防災課
	要配慮者（援護者）防災計画の整備	地域防災課、福祉課

#### 【アンケート結果】

防災や災害対策、救護活動に対するアンケートで、“女性に配慮すべきことは何だと思いますか？”という設問に、女性回答者で一番多かった回答は、「避難所の設置や運営に配慮する（トイレや更衣室など）」、以下「方針決定への女性の参画拡大」、「女性の防災担当職員の積極的採用」、「備蓄物資への配慮」が続きました。

### (3) 基本目標3 男女が共に仕事も家庭生活も大切にできる社会の実現

#### 重点施策1 ワーク・ライフ・バランスの啓発、推進と制度の整備

男女共同参画社会を実現していくためには、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を推進していかなくてはなりません。今後男女が共に仕事と家庭、その他の活動と調和のとれた生活を送るためには「働き方と暮らし方の変革」が求められます。

改正育児・介護休業法は平成29年に施行されましたが、家庭に仕事を持ち込めない、職場に迷惑をかけたくないという意識により、休業ではなく離職せざるを得ない状況に至るケースも見られます。

またコロナ禍にある令和2年には新しい生活様式が求められ、時差出勤やフレックスタイム制、テレワークや在宅勤務制度が社会的にも浸透しました。その結果、女性の家事負担の増加やシャドウワーク（見えない仕事）の存在が浮き彫りになりました。多様で弾力的な働き方ができるような支援を継続し、誰もが仕事と生活の調和のとれた社会を実現することを目指す必要があります。



重点施策	1 ワーク・ライフ・バランスの啓発、推進と制度の整備	担当課
具体的施策	ワーク・ライフ・バランスに関する周知・啓発	産業振興課、 社会教育課
	多様な働き方と暮らし方の促進	社会教育課

#### 【アンケート結果】

“あなたのワーク・ライフ・バランスは適正だと思いますか？”という設問に、男性で「適正」と回答した割合は約11%であり、約78%の男性が「収入を得るための時間が多い（やや多い）」という結果でした。女性で「適正」と回答した割合は約29%、家事や育児家庭生活の時間が多い（やや多い）と回答した人の割合は約33%でした。

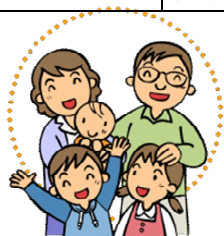
### 重点施策2 子育て支援の推進

働きたい人が性別にかかわらずその能力を発揮でき、仕事と育児の家庭生活を両立できるようにすることは、将来にわたり活力ある経済社会を維持するためにも、男女が安心して子どもを産み育て、家族としての責任を分かち合える社会を形成するうえでも、非常に重要な課題となっています。

「男女が働きながら、家事や子育てを両立できるような支援、サービスを充実させたい」という声も多くあり、家事等を分担しながら、仕事と家庭の両立ができるよう、保育など社会的支援体制を拡充するとともに法や制度による休業を取得しやすい職場の環境づくりや労働時間の見直しなど、家庭生活にゆとりのある働き方が望まれています。

働きながら子育てを両立するため、乳児を含む保育サービスや学童保育の充実等、環境の整備を図るとともに、働きやすい職場づくりへの支援について取り組みを進める必要があります。

重点施策	2 子育て支援の推進	担当課
具体的施策	保育事業及び子育て事業の充実	福祉課、 社会教育課
	男性の子育てへの参画の促進、育児休暇の取得促進	福祉課、住民課



	子育て支援ネットワークの充実	福祉課、 社会教育課
	延長保育事業及び一時預かり事業の充実	福祉課
	子育てに関する相談体制の充実	住民課、福祉課、 学校教育課、 社会教育課

**【アンケート結果】**

“男性が家事や介護・育児に積極的に参加するために必要なことは？”という設問に、「社会の中で男性も家事や介護・育児に積極的に参加するのが当然という考え方の普及」という選択肢は、女性では最多回答であり、男性では最少の回答でした。「夫婦や家族間のコミュニケーションを良く図る」という回答は男性で最多、女性で2番目に多く選択されました。

**重点施策3 高齢者福祉、介護支援体制の充実**

ひとり暮らし高齢者や高齢者夫婦のみの世帯の増加に伴い、認知症介護をはじめとした老老介護や孤独死への対策が喫緊の課題となっています。地域包括支援センターを中心とした地域包括ケアシステムを構築し、高齢になっても住み慣れた家庭や地域で安心して生活することができる共生社会の実現を目指します。

現在、介護の担い手状況をみると、家庭内での主な介護者の多くは女性です。(令和2年度男女共同参画に関する県民意識調査報告書：和歌山県より) また、少子高齢化の進展や共働き世帯の増加とともに男性も介護の担い手となる状況も増えてくることが考えられます。

今後は、介護の負担が女性だけに偏ることがなく、働きながら、あるいは学びながら家族を介護する人の負担を軽減でき、また、介護によって離職せざるを得ない状況に至らないように、介護サービスの利用を支援するなどし、介護者も被介護者も安心して暮らすことができる社会の実現を目指します。



重点施策	3 高齢者福祉、介護支援体制の充実	担当課
具体的施策	高齢者が安心して生活できる環境づくり	福祉課
	高齢者の健康・生きがいづくりの推進	福祉課
	介護サービス利用の支援	福祉課

**重点施策4 ひとり親家庭への支援**

子育てや教育を進めるうえで、特にひとり親家庭にとっては、普段の生活において環境的にも経済的にも苦しい立場であることが想定されます。収入を得るための労働と家事、

育児等の生活の両立を行うには、親も子ども両者に負担が大きくなることから、地域や学校からの配慮や支援を欠かさないことが重要です。働きながら子育てをする親を支援するための保育サービスや働きやすい職場環境づくりへの支援を進める必要があります。

重点施策	4 ひとり親家庭への支援	担当課
具体的施策	ひとり親家庭などに対する、医療費負担の軽減	福祉課
	保護者・児童に対し、自立促進のための支援事業を推進	学校教育課
	事業所等への雇用や多様な働き方についての啓発	産業振興課

## 重点施策5 生涯にわたる健康づくりと社会参加の推進

男性も女性も生涯にわたって健康な生活を送り、互いに身体的性差を十分に理解し合い、思いやりをもって生きていくことは、男女共同参画社会の前提となるものです。特に女性は妊娠・出産の可能性があり、思春期から更年・高齢期にかけて男性とは異なる健康上の問題に直面することがあるため、特別な配慮が必要となります。子どもを産むか産まないかなどを女性が自己決定できるように、社会全体がリプロダクティブ・ヘルス/ライツ（性と生殖に関する健康/権利）について十分に理解し、主体的に行動し健康を享受できるようにしていかなければなりません。

今後、生涯にわたり男女の健康づくりをさらに推進していくためには、関係部署との連携の元に、男女がともに性差に応じた健康について理解を深め、生涯にわたって心身ともに自分らしくいきいきと幸せに暮らせるような支援や相談体制に充実を図ります。

重点施策	5 生涯にわたる健康づくりと社会参加の推進	担当課
具体的施策	高齢者の健康・生きがいづくり	福祉課、 社会教育課
	スポーツ活動の充実	社会教育課
	健康に関する情報提供及び意識啓発の推進	住民課
	妊婦検診、がん検診等の充実	住民課
	不妊治療の充実	住民課
	健康相談の充実	住民課

### 【アンケート結果】

“女性が結婚や出産後も仕事を継続するために必要なことは？”という設問に、「育児休業介護休業などの休暇制度を利用しやすい職場づくり」という選択肢は、男性、女性ともに最多回答でした。以下「家族や周囲の理解」、「子育てや介護のための施設や施策の充実」「時短就業やフレックスタイム制による柔軟な勤務制度の導入」が選択される結果となりました。





#### (4) 基本目標4 男女間の暴力の防止と相談・支援体制の充実

##### 重点施策1 あらゆる暴力の防止のための啓発と根絶に向けた基盤づくり

女性だけでなく、子ども・高齢者などの対する暴力は、重大な人権侵害であり、決して許される行為ではありません。男女共同参画を進めるうえでも克服すべき非常に重要な課題です。

近年、セクシュアル・ハラスメントや性暴力などの性被害の経験を告発する

「#Me Too」運動がSNSを中心に話題となり、女性への暴力に関する問題の根深さが露呈され、これらの暴力の根絶を求める声が広がっています。

また、その背景として、男女の固定的役割分担意識や経済力の格差、上下関係などの男女が置かれている構造的な問題が存在し、被害者は周囲に打ち明けづらいため、暴力が潜在化しやすく、被害が深刻化する傾向があります。そのため、支援を必要とする女性などが誰一人として取り残されないことが求められます。

重点施策	1 あらゆる暴力の防止のための啓発と根絶に向けた基盤づくり	担当課
具体的施策	暴力の根絶に関する啓発活動の推進	社会教育課
	関係機関との連携による相談体制の充実	住民課、福祉課、社会教育課
	性暴力やDVに関する相談体制の充実	福祉課、社会教育課

##### 重点施策2 ドメスティックバイオレンス（DV）対策の推進

安心して生活できるはずの家庭内や親密な関係の中で起こるDV（配偶者などからの暴力）は周囲からの発見が難しく、潜在化、深刻化しやすいという特徴があります。若い世代においては、恋人からの暴力（デートDV）も社会的な問題となってきました。加害者・被害者がどのような間柄にあるかに関わらず、人権侵害である暴力は決して許されるものではありません。また、暴力の被害者は、その後、心身の不調から就労が困難となったり、離婚後に経済的に困窮するなど、暴力被害と生活困窮が複合的に起こる場合もあります。

配偶者からの暴力以外に、児童虐待や高齢者虐待が社会問題となっています。こうした問題を予防、早期発見、対処するためにも、あらゆる暴力を容認しない社会環境づくりの啓発を進め、関係機関と連携し、相談・支援体制を構築します。

##### 【アンケート結果】

DVの見聞きの経験についての設問に、「ある」と回答した人は全体の約12%でした。

“仮に見聞きした場合や、実際に遭遇した場合に相談しますか？”との設問に、「する」と回答した人は全体の56%にとどまり、半数近くの人には「しない」「わからない」を選択しました。

DVと思う行為についての設問に対しては、「無視する」や「実家や友人等との付き合いを制限する」の選択肢については、認識が低い傾向が見られました。

重点施策	2 ドメスティックバイオレンス（DV）対策の推進	担当課
具体的施策	パートナーに対する暴力に関する啓発活動の推進	社会教育課
	人権、ひとり親家庭等の相談窓口の充実	福祉課、社会教育課、 学校教育課
	関係機関と協力した被害者の自立支援の推進	福祉課、 社会教育課
	性暴力やDVに関する相談体制の充実	福祉課、住民課
	DV家庭の子どもへの支援	社会教育課

### 重点施策3 ハラスメント防止対策の推進

ハラスメントとは、様々な場面での嫌がらせやいじめのことで、個人の尊厳と人格を不当に侵害する絶対に行ってはならない行為です。

セクシュアル・ハラスメントやパワー・ハラスメント、モラル・ハラスメント、マタニティ・ハラスメント、パタニティ・ハラスメントなど、職場における各種ハラスメントの防止に向けて、事業所などにハラスメントに対する意識喚起を含め、働きやすい環境を創るような働きかけを推進します。

また、近年はストーカー被害が増加傾向にあるため「ストーカー行為等の規制等に関する法律」（ストーカー規制法）などの周知に努めます。

重点施策	3 ハラスメント防止対策の推進	担当課
具体的施策	男女共同参画の視点からのハラスメント防止の推進	総務課、 社会教育課
	「ストーカー行為等の規制等に関する法律」（ストーカー規制法）に関する周知・啓発	総務課、 社会教育課
	関係機関と協力した被害者の自立支援	福祉課、 社会教育課

#### 【アンケート結果】

中学生向けアンケートで、知っているハラスメントについて質問したところ、「セクハラ」「パワハラ」「モラハラ」との回答が多くあげられました。

成人向けのアンケートで、“セクハラと思う行為”についてたずねたところ、「電車・バスの中で、ヌードが掲載された新聞や雑誌等を見る」、「ヌード写真やポスター、カレンダーなどを目につくところに貼る」という選択肢は、セクハラ行為とあまり認識されていない傾向がありました。一定の制限された空間のみならず、公共の場におけるセクハラ行為についても防止の認識を向上する必要があります。

## 重点施策4 被害者の立場に立った相談、支援体制の整備

DVやハラスメント被害者にとっては、安全確保が最も重要です。警察や県配偶者暴力相談支援センター、県子ども・障害者相談センター等と連携し、一時保護等の適切な対応につなげます。

また被害者の自立に向け、行政上の手続きや、様々な福祉制度の利用等を助言するなど生活再建に向けた支援を行います。子どもに対しては、保育所や学校等での保育・就学の機会と安全の確保に取り組むとともに、安心できる場所にすることが必要です。また、関係機関と連携して心のケアに取り組むことも大切です。

重点施策	4 被害者の立場に立った相談、支援体制の整備	担当課
具体的施策	被害者の保護・支援制度の啓発	総務課、住民課、社会教育課
	DV被害者とその子どもの情報管理と被害者保護窓口の一元化	住民課、福祉課、学校教育課、
	公営住宅の利用等の生活基盤を支えるための支援	建設課、福祉課
	子どもに対する保育や就学、安全確保の支援	福祉課、学校教育課

### 【相談窓口】

#### 九度山町

- 九度山町役場（住民課、福祉課、社会教育課） TEL 0736-54-2019（代表）
- 九度山町いじめ相談ホットライン TEL 0736-54-2340
- 九度山町地域包括支援センター TEL 0736-54-2233

#### 和歌山県

- 和歌山県男女共同参画センター“りいぶる” TEL 073-435-5246
- 和歌山県子ども・女性・障害者相談センター TEL 073-445-0793
- 性暴力救援センター和歌山「わかやまmine」 TEL 073-444-0099
- 警察総合相談 TEL #9110

## 第3章 資料

### 男女共同参画関連用語の説明

#### ○アンコンシャス・バイアス

育つ環境や所属する集団の中で知らず知らずのうちに脳に刻み込まれ、潜在的にもっているバイアス（先入観、思い込み、決めつけ）のこと。

#### ○育児・介護休業法（育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律）

育児及び家族の介護を行う労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるよう支援することによって、その福祉を増進するとともに、あわせて、経済及び社会の発展に資することを目的として策定された。

#### ○固定的性別役割分担

男女を問わず個人の能力などによって役割分担を決めることが適当であるにもかかわらず、性別を理由として、役割を固定的に分けること。「男は仕事・女は家庭」や「男性は主要な業務・女性は補助的業務」等は固定的な考え方により、男性・女性の役割を決めている事例。

#### ○ジェンダー

生物学的な女性と男性の差（s e x）に対して社会的・文化的に作り上げられた性別のこと。男性らしさ・女性らしさなど社会通念上において固定的な性別観・性差観を意味する。

#### ○仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章

仕事と生活の調和と経済成長は車の両輪であり、若者が経済的に自立し、性や年齢などに関わらず誰もが意欲と能力を発揮して労働市場に参加することは、国の活力と成長力を高め、ひいては、少子化の流れを変え、持続可能な社会の実現に資することとなる。そのような社会の実現に向けて、国民一人ひとりが積極的に取り組めるよう、仕事と生活の調和の必要性、目指すべき社会の姿を示し、新たな決意の下、官民一体となって取り組んでいくため、政労使の合意により本憲章が策定された。

#### ○仕事と生活の調和推進のための行動指針

「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」で示された「仕事と生活の調和が実現した社会」を実現するため、企業や働く者、国民の効果的な取り組み、国や地方公共団体の施策の方針を定めたもの。

#### ○シャドウワーク

家事、育児、介護、地域活動など賃金や報酬が支払われない無償労働や活動のこと。

○女性の職業生活における活躍の推進に関する法律

女性が、職業生活において、その希望に応じて十分に能力を発揮し、活躍できる環境を整備するために制定された法律。女性の活躍推進に向けた数値目標を盛り込んだ行動計画の策定・公表や、女性の職業選択に資する情報の公表が事業主（国や地方公共団体、常時雇用される労働者の数が301人以上の民間企業など）に義務付けられている。

○ストーカー

人を執拗に追跡したり、よって相手を悩ませたり怖がらせるひとなど、付きまといをする人のこと。

○セクシュアル・ハラスメント

職場などで、相手に反して不快や不安な状態に追い込む性的な言動のこと。通称「セクハラ」。

○男女共同参画社会基本法

男女が、それぞれ互いにその人権を尊重しつつ、能力を十分発揮できる男女共同参画社会の実現をするべく制定された法律。家庭生活だけでなく、議会への参画や、その他の活動においての基本的平等を理念とする。

○地域包括支援センター

介護保険法第115条の46第1項に基づき、被保険者を対象とした包括的支援事業を実施し、地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、その保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援するための拠点。

○地域包括ケアシステム

高齢者が住み慣れた地域でその有する能力を最大限に発揮し、自立した生活を送ることができる地域とするために、保健、医療、福祉、介護、住まいを多職種の連携と住民相互の支え合いにより包括的に確保するための体制。

○ドメスティック・バイオレンス（DV）

同居関係にある配偶者や内縁関係の間で起こる家庭内暴力のこと。近年では婚姻の有無を問わず、元夫婦や恋人など近親者間に起こる暴力全般を指す場合もある。通称「DV」。

○デートDV

交際中の若いカップル間に起こる暴力のこと。身体的暴力だけでなく、精神的暴力や経済的暴力、性的暴力などデートDVにはいろいろな形態がある。

○配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律

配偶者等からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備し、配偶者等からの暴力及び被害者の保護を図ることを目的として制定された法律。通称「DV防止法」。

○パタニティ・ハラスメント

男性労働者の育児休業の取得や、育児のための短時間労働勤務制度の利用を、企業や上司が妨げる行為。

○バリアフリー

対象者である障害者を含む高齢者等が社会生活に参加する上で生活の支障となる物理的な障害や、精神的な障壁を取り除くための施策、若しくは具体的に障害を取り除いた事物及び状態。

○パワー・ハラスメント

同じ職場で働く者に対して、職務上の地位や人間関係などの職場内の優位性を背景に、業務の適正な範囲を超えて、精神的、身体的苦痛を与える又は職場環境を悪化させる行為。

○マタニティ・ハラスメント

妊娠・出産に伴う労働制限、就職制限、産前産後休業、育児休業等によって業務上支障をきたすという理由で、精神的・肉体的な嫌がらせを行う行為。

○モラル・ハラスメント

言葉や態度によって行われる精神的な暴力、嫌がらせを行う行為。

○ユニバーサルデザイン

年齢や能力状況などに関わらず、デザインの最初から、できるだけ多くの人が利用することが可能な状態にすることが基本的な考え方となっている。デザイン対象を障害者や高齢者に限定していない点が「バリアフリー」とは異なる。

○リプロダクティブ・ヘルス／ライツ

リプロダクティブ・ヘルスとは、人間の生殖システム及びその機能と活動過程の全ての側面において、単に疾病、障害が無いということばかりでなく、身体的、精神的、社会的に完全に良好な状態にあることを指す。リプロダクティブ・ライツとは、性に関する健康を享受する権利。

○老老介護

高齢者の介護を高齢者が行うこと。主に65歳以上の高齢の夫婦や親子、兄弟など

のどちらかが介護者であり、もう一方が介護される側となるケースを指す。

○ワーク・ライフ・バランス

「仕事と生活の調和」と訳され、一人ひとりがやりがいや充実感を持ちながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、過程や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できることを指す。

○PDCAサイクル

P l a n（計画）、D o（実行）、C h e c k（評価）、A c t i o n（改善）を繰り返すことによって、業務の効率化を目指す方法で、計画かから改善までを一つのサイクルとしている。

○#MeToo

「私も」を意味する英語にハッシュタグ（#）付したソーシャル・ネットワーキング・サービス（SNS）用語。セクシュアル・ハラスメントや性暴力の被害体験を告白・共有する際にSNSで使用される。

## 男女共同参画のあゆみ

年 号	世界の動き	国の動き	和歌山県の動き
1945 (昭和20年)	・国際連合誕生 ・「国連憲章」採択	・衆院法改正（成年女子に参政権）	
1946 (昭和21年)	・婦人の地位向上委員会設置	・総選挙で初の婦人参政権行使 ・日本国憲法公布	
1947 (昭和22年)		・民法改正 ・教育基本法公布（男女教育貴会均等） ・労働基準法公布（男女同一賃金）	
1948 (昭和23年)	・「世界人権宣言」採択		
1956 (昭和31年)		・売春防止法制定	
1967 (昭和42年)	・「婦人に対する差別撤廃宣言」採択		
1975 (昭和50年)	・国際婦人年世界会議（メキシコシティ）開催 ・「世界行動計画」採択	・総理府婦人問題担当室業務開始	
1976 (昭和51年)	・ILOに婦人労働問題担当室設置	・民法改正（離婚後の氏名選択自由）	
1977 (昭和52年)		【国内行動計画】策定	・婦人問題連絡会議設置（庁内関係課室）
1978 (昭和53年)			・婦人問題企画推進会議設置
1979 (昭和54年)	・「女子差別撤廃条約」採択		
1980 (昭和55年)	・「国際婦人の十年」中間世界会議（コペンハーゲン）開催 ・「国際婦人の十年後半期行動プログラム」採択	・「女子差別撤廃条約」に署名 ・民法改正（配偶者の相続1/3→1/2）	
1981 (昭和56年)	・「女子差別撤廃条約」発効	・【国内行動計画後期重点目標】策定	
1982 (昭和57年)			【和歌山婦人施策の指標】策定



年 号	世界の動き	国の動き	和歌山県の動き
1984 (昭和59年)		・国籍法、戸籍法改正(父母両系血統主義、杯愚者の帰化条件の男女同一化)	・青少年婦人課に名称変更 ・婦人問題懇話会設置
1985 (昭和60年)	・「国際婦人の十年」ナイロビ世界会議開催	・女子差別撤廃条約批准 ・国民年金法改正(女性の年金権確立) ・「男女雇用機会均等法」公布 ・生活保護基準額改正(男女差解消)	・婦人問題アドバイザー設置 ・県婦人会議設立
1986 (昭和61年)		・婦人問題企画推進本部 拡充(構成省庁を全省庁に)	
1987 (昭和62年)		・【西暦2000年に向けての新国内行動計画】策定	
1988 (昭和63年)			・【21世紀をめざすわかやま女性プラン】策定
1991 (平成3年)		・【西暦2000年に向けての新国内行動計画(第一次改定)】策定 ・「育児休業法」公布	
1992 (平成4年)		・「育児休業法」施行	・「和歌山女性フェスティバル」開催
1993 (平成5年)		・「パートタイム労働法」施行	・青少年女性課に名称変更
1994 (平成6年)	・開発と女性に関する第2回アジア・太平洋大臣会議(ジャカルタ)開催 ・「ジャカルタ宣言及び行動計画」採択	・高校の家庭科男女必修開始 ・男女共同参画推進本部設置	・審議会委員への女性の地用推進要綱制定
1995 (平成7年)	・第4回世界女性会議(北京)開催	・「育児休業法」改正(介護休業制度の法制化)	・【わかやま女性プラン】改定
1996 (平成9年)		・【男女教委同参画2000年プラン】策定	・生活文化部に女性政策課設置

年 号	世界の動き	国の動き	和歌山県の動き
1997 (平成9年)		<ul style="list-style-type: none"> <li>・男女雇用機会均等法改正</li> <li>・労働基準法女子保護規定撤廃</li> <li>・介護保険法公布</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・男女共生社会づくり協議会設置</li> </ul>
1998 (平成10年)			<ul style="list-style-type: none"> <li>・県女性センター開設</li> </ul>
1999 (平成11年)		<ul style="list-style-type: none"> <li>・「男女共同参画社会基本法」公布・施行</li> </ul>	
2000 (平成12年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国連特別総会「女性2000年会議」開催(ニューヨーク)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・【男女共同参画基本計画】策定</li> <li>・「児童虐待防止法」施行</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・【和歌山県男女共生社会づくりプラン】策定</li> </ul>
2001 (平成13年)		<ul style="list-style-type: none"> <li>・省庁再編により内閣府男女共同参画局に改組、男女共同参画会議設置</li> <li>・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」制定・施行</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・機構改革による名称変更男女共生社会推進課</li> <li>男女共生社会推進センター</li> <li>・男女共生社会推進本部設置</li> </ul>
2002 (平成14年)		<ul style="list-style-type: none"> <li>・男女共同参画会議決定「配偶者暴力防止法」「苦情処理等システム」</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・和歌山県男女共同参画推進条例施行</li> <li>・男女共同参画審議会設置</li> </ul>
2003 (平成15年)		<ul style="list-style-type: none"> <li>・男女共同参画会議決定</li> <li>・「次世代育成支援対策推進法」公布・一部施行</li> <li>・「少子化社会対策基本法」施行</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・【和歌山県男女共同参画基本計画】策定</li> </ul>
2004 (平成16年)		<ul style="list-style-type: none"> <li>・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」改正及び同法に基づく基本方針策定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「男女共同参画フォーラム in わかやま」開催</li> </ul>
2005 (平成17年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第49回国連婦人の地位委員会開催(ニューヨーク)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・男女共同参画基本計画(第2次)策定</li> </ul>	

年 号	世界の動き	国の動き	和歌山県の動き
2006 (平成18)		・「男女雇用機会均等法」 改定	・「和歌山県配偶者からの 暴力の防止及び被害者 支援基本計画」策定
2007 (平成19年)		・「配偶者からの暴力の 防止及び配偶者の保護 に関する法律」改正	・【和歌山県男女共同参画 基本計画】改定
2008 (平成20年)		・「次世代育成支援対策 推進法」改正	・機構改革による名称変更 青少年男女共同参画課
2009 (平成21年)		・「育児・介護休業法」改 正	
2010 (平成22年)	・第54回国連婦人の地位委 員会開催（ニューヨーク）	・男女共同参画基本計画 （第3次）策定	・機構改革による名称変更 男女共同参画センター
2012 (平成24年)			・【和歌山県男女共同参画 基本計画】第3次
2013 (平成25年)		・「配偶者からの暴力の 防止及び配偶者の保護 に関する法律」改正	・性暴力救援センター和歌 山「わかやまmine （マイン）」開設
2014 (平成26年)		・内閣に「すべての女性 が輝く社会づくり本 部」設置	
2015 (平成27年)	・第59回国連婦人の地位委 員会開催（ニューヨーク） ・「持続可能な開発目標（SD Gs）」採択	・「女性の職業生活にお ける活躍の推進に関す る法律」公布 ・男女共同参画基本計画 （第4次）策定	
2016 (平成28年)		・「育児・介護休業法」 改正 ・「男女雇用機会均等法」 改正	
2017 (平成29年)			・【和歌山県男女共同参画 基本計画】第4次
2018 (平成30年)		・「政治分野における男 女共同参画の推進に関 する法律」公布・施行	
2019 (令和元年)		・「女性の職業生活にお ける活躍の推進に関す る法律」改正	

年 号	世界の動き	国の動き	和歌山県の動き
2020 (令和2年)	・第64回国連婦人の地位委員会開催（ニューヨーク）	・男女共同参画基本計画（第5次）策定	
2021 (令和3年)		・「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」改正 ・「育児・介護休業法」改正	
2022 (令和4年)			・【和歌山県男女共同参画基本計画】第5次

# ○男女共同参画社会基本法

[平成十一年六月二十三日号外法律第七十八号]

## 目次

### 前文

### 第一章 総則（第一条—第十二条）

### 第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策（第十三条—第二十条）

### 第三章 男女共同参画会議（第二十一条—第二十八条）

### 附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

## 第一章 総則

### （目的）

第一条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

### （定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。

二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(男女の人権の尊重)

第三条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

(社会における制度又は慣行についての配慮)

第四条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第五条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第六条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第七条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第八条 国は、第三条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第九条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第十条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第十一条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第十二条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

## 第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第十三条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画基本計画」という。）を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
- 二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

第十四条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
- 二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

- 3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。
- 4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（施策の策定等に当たっての配慮）

第十五条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

（国民の理解を深めるための措置）

第十六条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

（苦情の処理等）

第十七条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

（調査研究）

第十八条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

（国際的協調のための措置）

第十九条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

（地方公共団体及び民間の団体に対する支援）

第二十条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

### 第三章 男女共同参画会議

（設置）

第二十一条 内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。



(所掌事務)

第二十二條 會議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 男女共同参画基本計画に関し、第十三条第三項に規定する事項を処理すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。
- 三 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。
- 四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第二十三條 會議は、議長及び議員二十四人以内をもって組織する。

(議長)

第二十四條 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

- 2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第二十五條 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

- 一 内閣官房長官以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者
  - 二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者
- 2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の十分の五未満であってはならない。
  - 3 第一項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の十分の四未満であってはならない。
  - 4 第一項第二号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第二十六條 前条第一項第二号の議員の任期は、二年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 前条第一項第二号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第二十七條 會議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必

要な協力を求めることができる。

- 2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第二十八条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

## 附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第二条 男女共同参画審議会設置法（平成九年法律第七号）は、廃止する。

(経過措置)

第三条 前条の規定による廃止前の男女共同参画審議会設置法（以下「旧審議会設置法」という。）第一条の規定により置かれた男女共同参画審議会は、第二十一条第一項の規定により置かれた審議会となり、同一性をもって存続するものとする。

- 2 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第四条第一項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員である者は、この法律の施行の日に、第二十三条第一項の規定により、審議会の委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、同条第二項の規定にかかわらず、同日における旧審議会設置法第四条第二項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。
- 3 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第五条第一項の規定により定められた男女共同参画審議会の会長である者又は同条第三項の規定により指名された委員である者は、それぞれ、この法律の施行の日に、第二十四条第一項の規定により審議会の会長として定められ、又は同条第三項の規定により審議会の会長の職務を代理する委員として指名されたものとみなす。

(総理府設置法の一部改正)

第四条 総理府設置法（昭和二十四年法律第二百二十七号）の一部を次のように改正する。

[次のよう略]

附 則〔平成十一年七月一六日法律第一〇二号抄〕

(施行期日)

第一条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日〔平成十三年一月六日〕から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 〔略〕

二 附則第十条第一項及び第五項、第十四条第三項、第二十三条、第二十八条並びに第三十条の規定 公布の日

(委員等の任期に関する経過措置)

第二十八条 この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員である者（任期の定めのない者を除く。）の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定めたそれぞれの法律の規定にかかわらず、その日に満了する。

一～十 〔略〕

十一 男女共同参画審議会

十二～五十八 〔略〕

(別に定める経過措置)

第三十条 第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附 則 〔平成十一年一月二二日法律第一六〇号抄〕

(施行期日)

第一条 この法律（第二条及び第三条を除く。）は、平成十三年一月六日から施行する。〔後略〕

## 九度山町男女共同参画基本計画

2023年（令和5年）4月発行

発行：和歌山県伊都郡九度山町

編集：九度山町教育委員会社会教育課

〒648-0198 和歌山県伊都郡九度山町九度山1190

TEL 0736-54-2019

FAX 0736-54-4670